

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第73号）

- 1 地方消費税の税率を63分の17に改めることとした。（第53条の3 関係）
- 2 施行期日等
 - （1） この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則第1条関係）
 - （2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2条関係）

◎県営住宅等条例の一部を改正する条例（条例第74号）

- 1 県営住宅に県営宮町アパート等を加えることとした。（別表関係）
- 2 施行期日
この条例は、規則で定める日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例（条例第75号）

- 1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第1条関係）
- 2 岩手県留置施設視察委員会の委員の任期について定めることとした。（第2条関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）